

# 3 新たなサービス体系の確立

## 住み慣れた地域での生活の継続

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加しています。こうした方々が出る限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、「地域密着型サービス」の創設や「居住系サービス」の充実等のサービス体系の見直しを行うとともに、「地域包括支援センター」の設置等による「地域包括ケア体制」の整備を進めます。

また、サービスの充実が求められている「中重度者に対する支援」を強化するとともに、「医療と介護」の連携の強化・機能分担の明確化を図ります。

## 1 地域密着型サービスの創設

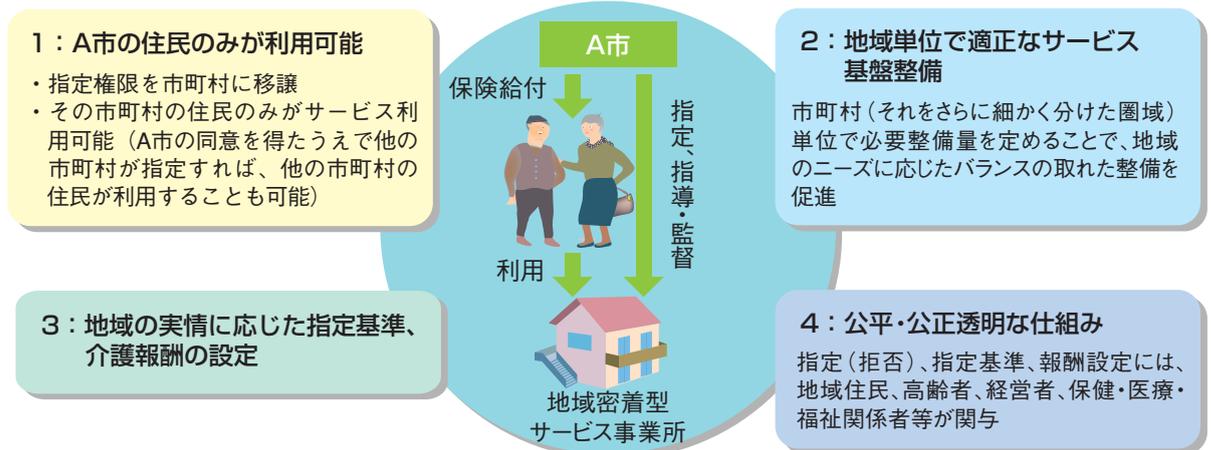
介護保険法の目的規定に「尊厳の保持」を規定するとともに、住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう新たなサービス体系として「地域密着型サービス」を創設します。

### ■介護保険法の目的規定（法第1条）

※下線部分を改正

**第一条** この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### ■地域密着型サービスの仕組み

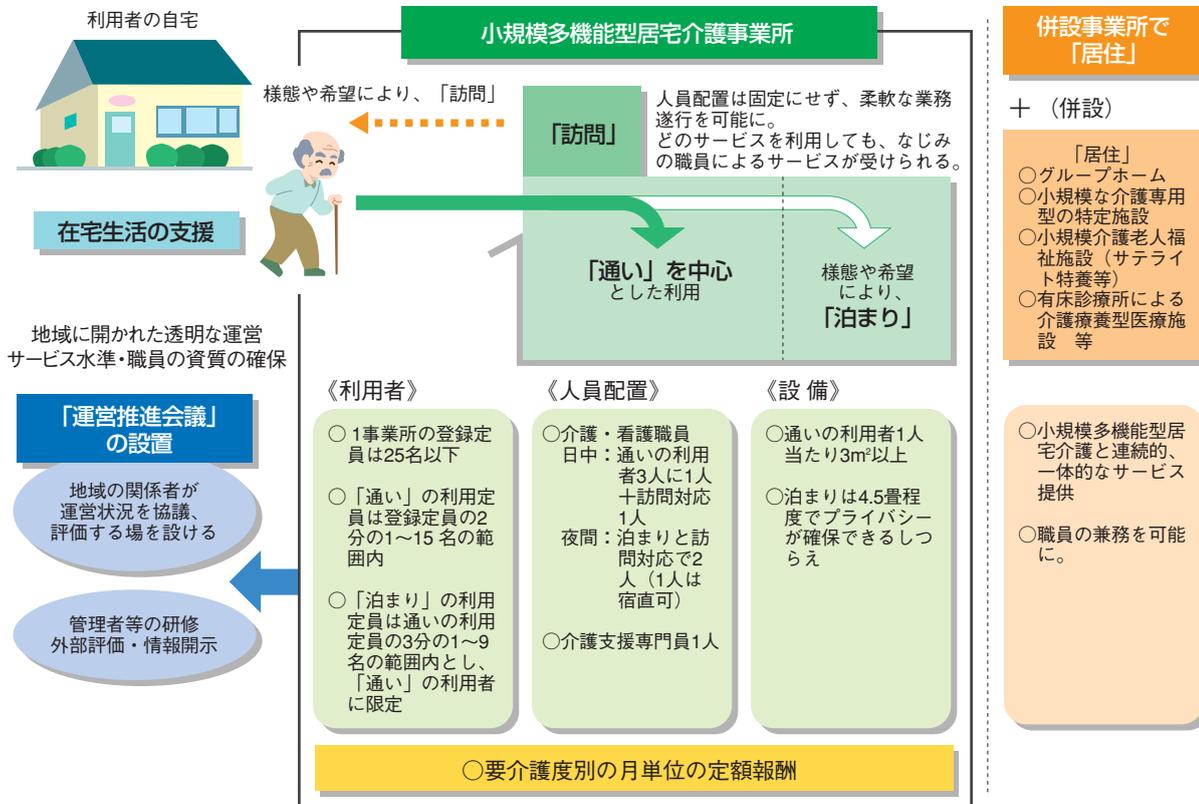


### 地域密着型サービス

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員30人未満）で介護専用型の特定施設）
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設）

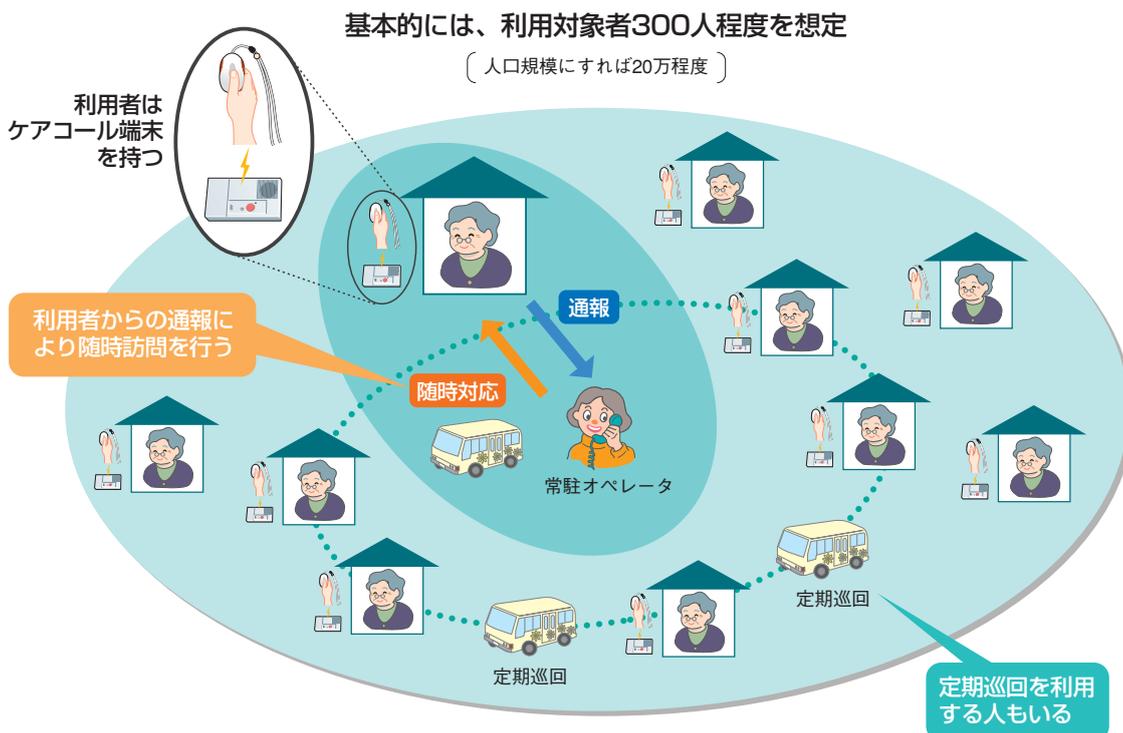
### ■小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方：「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、サービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



### ■夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方：在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要  
→ 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設



## 2 居住系サービスの充実

「居住系サービス」である特定施設について、対象を拡大するとともに、サービス提供形態を多様化します。有料老人ホームについては、入居者保護の観点から、定義の見直し(人数要件の廃止など)、情報開示の義務化、倒産等の場合に備えた一時金保全措置の義務化などが行われます。

また、養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用できるようにします。

### 高齢者の住み替えニーズの拡大

(背景)

- ・ 高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の増加に伴う日常生活面での困難や不安
- ・ 家屋の構造が要介護者の生活に適さない
- ・ 高齢者のライフスタイルの多様化



### 高齢者が安心して住める「住まい」への住み替え

— 自宅、施設以外の新しい「住まい」 —

- ・ バリアフリー、住まいにふさわしい居住水準
- ・ 住み続けの保障
- ・ 安心のための生活支援サービス
- ・ 「早めの住み替え」、「要介護状態になってからの住み替え」各々の形態に対応した多様な介護サービス提供

### 居住系サービスの充実

#### ① 特定施設の対象の拡大

※ 現行は有料老人ホームとケアハウスのみ

→ 一定の居住水準等を満たす「高齢者専用賃貸住宅」に対象を拡大

#### ② 特定施設のサービス提供形態の多様化

※ 現行は特定施設の職員により介護サービスを提供

→ 「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の創設

#### ③ 有料老人ホームの見直し

・ 有料老人ホームの定義の見直し

・ 入居者保護の充実

(情報開示の義務化、一時金保全措置の義務化)



### 3 地域包括ケア体制の整備

「地域包括ケア」の考え方は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を目指すものです。こうした体制を支える地域の中核機関として、新たに「地域包括支援センター」の設置を進めます。

#### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関です。

**運営主体**：市町村、在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）その他の市町村から委託を受けた法人

**エリア**：市町村ごとに担当エリアを設定。小規模市町村の場合、共同設置も可能。

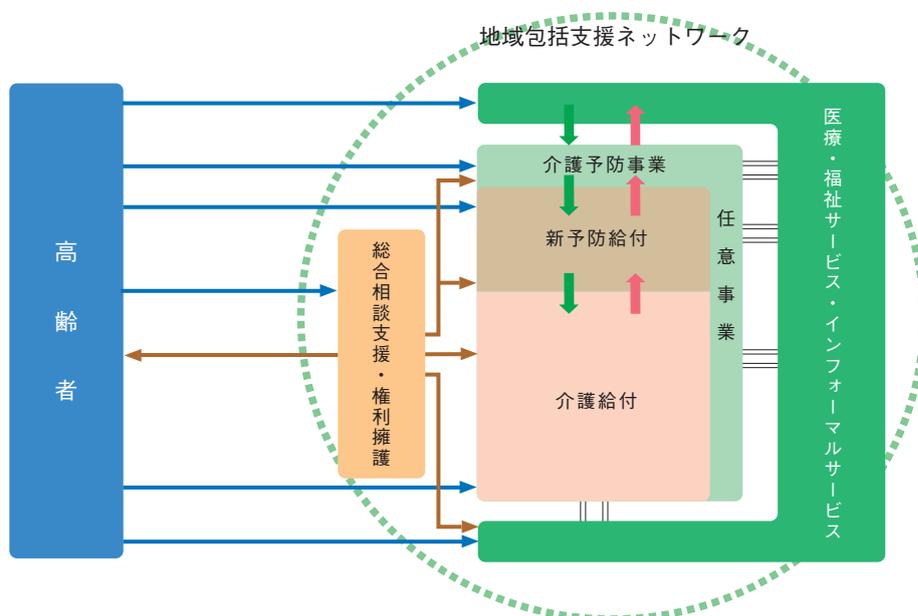
**職員体制**：保健師（又は地域ケアに経験のある看護師）、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3つの専門職種又はこれらに準ずる者

※65歳以上の高齢者3,000人～6,000人ごとに、3人の専門職種を配置。

地域包括支援センターの設置運営に関しては、市町村が事務局となり、地域のサービス事業者、関係団体、被保険者の代表などにより構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与することとなっています。

#### ■地域包括支援センターの基本機能

共通の支援基盤構築	地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること。
総合相談支援・権利擁護	高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。
介護予防ケアマネジメント	介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。



## 4 中重度者の支援強化、医療と介護の連携・機能分担

### 中重度者に対する支援強化

中重度者について在宅生活継続のための支援を強化するとともに、施設等における重度化対応や看取りへの対応の強化を図ります。

#### ● 「療養通所介護」の創設

難病やがん末期の要介護者などに対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携して提供する通所サービスの創設

#### ● 若年認知症ケアの充実（通所介護・通所リハビリテーション）

通所介護・通所リハビリテーションにおいて、若年認知症ケアの充実を図ります。

#### ● 「緊急短期入所ネットワーク」の整備等

緊急的なショートステイの利用ニーズに対応するためのネットワーク整備（複数事業者による調整窓口・24時間相談体制）や在宅中重度者に対する短期入所の看護体制・訪問看護利用体制の強化

#### ● 「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の体制整備

夜勤体制の義務付けや健康管理・医療連携体制の充実

#### ● 介護老人福祉施設等における重度化・看取りへの対応

入所者の重度化に対応した、看護体制の強化や夜間の24時間連絡体制の整備、各職種協働による看取り介護の実施体制の充実

### 医療と介護の連携・機能分担

医療との連携が必要な要介護者への対応を強化する観点から、ケアマネジメントにおける主治医等との連携の強化を図ります。

また、療養病床については、介護保険と医療保険の機能分担の明確化等の観点から医療の必要性に応じた再編成を進めます（関連法案を国会に提出）。

#### ■ 医療の必要性に応じた再編成（案）

- ①療養病床については、医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
- ②医療の必要性の低い患者については、在宅、居住系サービス、又は老健施設等で対応。

